

東宝健康保険組合理事長殿

雇用保険に関する確約書

被扶養者の申請にあたり、下記のことを確約いたします。

※該当の数字に○をつけてください。

1. 給付制限期間終了後、雇用保険失業給付を受給します。

失業給付の基本手当日額が 3,612 円以上（60 歳以上、障がい者は 5,000 円以上）
の場合は受給開始後、すみやかに被扶養者削除の手続きを行い、保険証を返却すること
を確約いたします。

2. 雇用保険失業給付の受給期間を延長します。

受給期間延長を中止し、失業給付受給の申請をした場合、基本手当日額が 3,612 円以上
（60 歳以上、障がい者は 5,000 円以上）の場合は受給開始後、すみやかに被扶養者削
除の手続きを行い、保険証を返却することを確約いたします。

3. 雇用保険失業給付の手続きを行いません。

失業給付の受給権を放棄することを確約いたします。

受給権放棄の理由

()

上記確約内容に反した場合は組合の権限で当該被扶養者の資格を扶養関係が喪失した日に
遡って喪失されること、また、その期間に受けた保険給付については組合に返還すること
についても異存はありません。

令和〇〇年〇月〇日

被保険者

氏名 健保 太郎

